

令和 6 年度

市民税・道民税
森林環境税 特別徴収の手引

北海道北広島市

は じ め に

日頃から北広島市の市税事務にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、地方税法及び北広島市税条例の規定により、給与所得者に対する市民税・道民税・森林環境税は、原則として特別徴収により納入いただくこととなります。

つきましては、特別徴収義務者（事業所）として本内容を十分に確認し、徴収等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、特別徴収税額の決定（変更）通知書は、納税義務者（従業員）本人に必ず交付いただきますようお願いいたします。

目 次

市民税・道民税・森林環境税	1
所得控除の種類と控除金額	4
住民税・森林環境税算出の計算例	5
給与からの特別徴収に係る事務取扱	6
退職等の異動による納税の仕組み	9
退職所得	10
納入書の取扱	12
様式	14
指定通知書	15

＜市民税・道民税・森林環境税＞

1 市民税・道民税・森林環境税

市民税・道民税（以下「住民税」という。）は、前年の所得金額が一定基準額以上の人が均等の額によって負担する「均等割」とその人の所得金額に応じて負担する「所得割」から構成されています。

また、令和6年度より森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から成立した森林環境税が住民税と併せて徴収されるようになりました。

2 住民税・森林環境税が課税される人

令和6年1月1日現在の住所が北広島市にある人で、令和5年1月から令和5年12月までに一定基準額以上の所得があった人

例) 令和6年4月に転勤により北広島市から他の市町村へ転出した場合も令和6年度の住民税・森林環境税は北広島市から課税されます。

3 住民税・森林環境税の納付方法

(1) 給与からの特別徴収

従業員が納付すべき住民税・森林環境税を給与の支払者が毎月（6月から翌年5月まで）給与の支払をする際に徴収し、翌月10日までに納める方法

(2) 年金からの特別徴収

年金受給者が納付すべき住民税・森林環境税を公的年金等の支払者が年金の支払をする際に徴収し、納める方法

(3) 普通徴収

個人で事業を営んでいる方等が納付書又は口座振替により納める方法（原則、6月、8月、10月、12月の年4回）

4 住民税・森林環境税が課税されない人

(1) 均等割も所得割も課税されない人

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

イ 障害者、未成年者（平成17年1月3日以降生まれの人）、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと204万4千円未満）の人

ウ 前年の合計所得金額が $\{32 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{ 万円} + 19 \text{ 万円}\}$ 以下の人

(2) 所得割が課税されない人

前年の総所得金額が $\{35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円}\}$ 以下の人

※19万円及び32万円は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には加算されません。

※扶養親族には16歳未満の扶養親族も含まれます。

(3) 森林環境税が課税されない人

- ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- イ 障害者、未成年者（平成 17 年 1 月 3 日以降生まれの人）、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）の人
- ウ 前年の合計所得金額が $\{31.5 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10 \text{ 万円} + 18.9 \text{ 万円}\}$ 以下の人

5 均等割額・森林環境税額

市民税 3,000 円 道民税 1,000 円 森林環境税 1,000 円

昨年度までは東日本大震災からの復興を図ることを目的として、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、住民税の均等割額の標準税率について、地方税法の特例が定められておりました。

今年度より森林環境税が徴収されますが昨年度との違いは下記の図のとおりです。

	平成 26 年度～令和 5 年度	令和 6 年度～
市民税	3,500 円	3,000 円
道民税	1,500 円	1,000 円
森林環境税	なし	1,000 円
合計	5,000 円	5,000 円

6 所得割額の算出方法

総所得金額－所得から差し引かれる金額（所得控除額）＝課税所得金額

↓
課税所得金額×税率（市民税 6%、道民税 4%）＝所得割額
(1,000 円未満切捨)

※分離課税の所得がある場合は算出方法が異なります。

※寄附金控除、外国税額控除、配当控除、調整控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除及び住宅借入金等特別税額控除は所得割額から控除されます。

7 所得控除額

納税義務者に配偶者や扶養親族がいるか、病気や災害等による出費があるか等、個人的な事情を考慮して、実状に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くこととなっています。

所得控除の種類と控除金額については 4 ページを参照してください。

8 調整控除額

(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合は、下記のアとイのいずれか少ない金額の 5%（市民税 3%、道民税 2%）に相当する金額が控除されます。

- ア 所得税との人的控除（扶養控除、基礎控除等）金額の差の合計金額
- イ 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が 200 万円超の場合は、{人的控除金額の差の合計金額－(合計課税所得金額－200 万円)} の 5% (市民税 3%、道民税 2%) に相当する金額が控除されます。

※控除額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円 (市民税 1,500 円＋道民税 1,000 円) とします。

※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用外となります。

9 令和 6 年度定額減税

(1) 概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された税制大綱において、令和 6 年度分住民税の定額減税が実施されることとなりました。

(2) 対象者

令和 6 年度分の住民税に係る合計所得金額 1,805 万円 (給与収入のみの場合、2,000 万円) 以下の納税者

ただし、以下に該当する方は対象外となります。

ア 住民税が非課税の方

イ 住民税均等割・森林環境税 (国税) のみ課税の方

(3) 定額減税額

納税者本人の住民税の所得割額から以下の金額を控除します。ただし、その合計額が住民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

ア 納税者本人・・・1 万円

イ 控除対象配偶者または扶養親族 (国外居住者除く)・・・1 人につき 1 万円

(例) 納税者本人、控除対象配偶者、扶養の子供 2 人の場合

納税者本人 1 万円＋配偶者 1 万円＋子供 2 人×1 万円＝4 万円

※合計所得金額が 1,000 万円を超える方の同一生計配偶者分の減税額は令和 7 年度の所得割から 1 万円を控除します。

(4) 定額減税の実施方法

令和 6 年 6 月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和 6 年 7 月分から令和 7 年 5 月分までの 11 回に分けて徴収します。

<所得控除の種類と控除金額>

※扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

区分	控除金額		
雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計金額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)		
社会保険料控除	支払金額		
小規模企業共済等掛金	支払金額		
生命保険料控除	旧契約(平成23年12月31日以前に締結したもの)で一般生命保険料又は個人年金保険料の支払金額が		
	15,000円以下のとき	全額	
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額×1/2+07,500円	
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額×1/4+17,500円	
	70,000円超のとき	35,000円	
	新契約(平成24年1月1日以降に締結したもの)で一般生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料の支払金額が		
	12,000円以下のとき	全額	
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額×1/2+06,000円	
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額×1/4+14,000円	
	56,000円超のとき	28,000円	
一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除金額の合計(限度額7万円)			
一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除金額の合計のうちいずれか高い方の金額			
地震保険料控除	地震保険契約	50,000円以下のとき	支払金額×1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期損害保険契約	5,000円以下のとき	支払金額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額×1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険契約、旧長期損害保険契約の両方がある場合は、限度額2万5千円			
障害者控除	普通障害		26万円
	特別障害(身体1,2級,精神1級,療育A判定等)		30万円
	特別障害者と同居している場合		53万円
寡婦控除	納税義務者(女性)の合計所得金額が500万円以下で死別の場合 納税義務者(女性)の合計所得金額が500万円以下で離別後婚姻しておらず、 合計所得金額48万円以下の扶養する親族を有する場合		26万円
ひとり親控除	納税義務者の合計所得金額が500万円以下で(死別又は離別後も)婚姻しておらず、 合計所得金額48万円以下の扶養する子を有する場合		30万円
勤労学生控除	納税義務者の合計所得金額が75万円以下で、かつ、勤労によらない所得が10万円以下であり、特定の学校の学生や生徒である者		26万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超
	配偶者の合計所得金額	950万円以下	950万円超
	48万円以下	33万円	22万円
配偶者特別控除	48万円以下	38万円	26万円
	(昭和29年1月1日生以前)		13万円
	048万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	08万円
125万円超130万円以下	06万円	04万円	
130万円以下133万円以下	03万円	02万円	01万円
扶養控除	特定扶養親族(平成13年1月2日生から平成17年1月1日生まで)		45万円
	老人扶養親族(昭和29年1月1日生以前)		38万円
	同居老親等扶養親族(老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で同居を常としている者)		45万円
	控除対象扶養親族(平成17年1月2日生から平成20年1月1日生まで) (昭和29年1月2日生から平成12年1月1日生まで)		33万円
基礎控除	納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

<住民税・森林環境税算出の計算例>

※定額減税対象の場合

(収入) 給与支払金額 6,800,000 円 → 給与所得金額 5,020,000 円
(所得控除) 控除対象配偶者 1 名 特定扶養親族 1 名 控除対象扶養親族 2 名
社会保険料支払金額 485,000 円 生命保険料支払金額 (旧契約一般)
120,000 円 地震保険料支払金額 4,000 円

1 課税総所得金額

給与所得 配偶者控除 扶養控除 社会保険 生命保険 地震保険 基礎控除 課税総所得金額
 $5,020,000 \text{ 円} - (330,000 \text{ 円} + 1,110,000 \text{ 円} + 485,000 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円} + 430,000 \text{ 円}) = 2,628,000 \text{ 円}$

2 均等割額・所得割額及び森林環境税額

	均等割額	所得割額
市民税	3,000 円	$2,628,000 \text{ 円} \times 6\% = 157,680 \text{ 円}$
道民税	1,000 円	$2,628,000 \text{ 円} \times 4\% = 105,120 \text{ 円}$
森林環境税	1,000 円	

3 調整控除額

(1) 所得税との人的控除の差の合計金額

基礎控除 50,000 円 + 配偶者控除 50,000 円 + 扶養控除 280,000 円 = 380,000 円

(2) 市民税に係る調整控除額

$\{380,000 \text{ 円} - (2,628,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円})\} \times 3\% = -7,440 \text{ 円} \rightarrow 1,500 \text{ 円}$

(3) 道民税に係る調整控除額

$\{380,000 \text{ 円} - (2,628,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円})\} \times 2\% = -4,960 \text{ 円} \rightarrow 1,000 \text{ 円}$

※控除金額が 2,500 円に満たないため

4 調整控除後所得割額 (所得割額 - 調整控除額)

市民税 $157,680 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} \div 156,100 \text{ 円}$ (100 円未満は切捨て)

道民税 $105,120 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} \div 104,100 \text{ 円}$ (100 円未満は切捨て)

5 定額減税後所得割額

市民税 156,100 円 + 道民税 104,100 円 - 50,000 円 = 210,200 円

6 年税額及び月割額 (均等割 + 定額減税後所得割額 + 森林環境税)

年税額 $4,000 \text{ 円} + 210,200 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 215,200 \text{ 円}$

月割額 $215,200 \text{ 円} \div 11 \text{ か月 (7 月分から翌年 5 月分まで)} = 19,563.636363\dots \text{ 円}$

7 月分 $\dots 20,200 \text{ 円}$ 8 月分から翌年 5 月分まで \dots 各 19,500 円

＜給与からの特別徴収に係る事務取扱＞

1 特別徴収

給与所得者の住民税を納めやすくするため、給与の支払者が6月から翌年5月までの各月の給与から税額を徴収し、それを取りまとめて納入する制度をいいます。

2 特別徴収義務者

地方税法及び北広島市税条例の規定により指定された給与の支払者をいいます。

この指定を受けて初めて特別徴収義務が発生し、北広島市から特別徴収義務者用及び納税義務者用の「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」（以下「通知書」という。）が送達されます。

特別徴収義務者は、給与を支払う際に通知書に記載された税額（月割額）を徴収し、納期限（翌月10日）までに納入することとなります。

3 特別徴収義務者用及び納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書

特別徴収に関する書類を受け取りましたら、送付書類の内容を確認してください。

また、通知書（納税義務者用）は、速やかに従業員本人へ交付してください。

なお、従業員の異動により交付できない通知書がありましたら、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と併せて返送してください。

【送付書類】

- 市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）
- 納入書

4 特別徴収税額の徴収及び納入方法

6月から翌年5月までの給与を支払う際に通知書（特別徴収義務者用）に記載された税額（月割額）を徴収し、翌月10日までに納入書により下記の納入場所へ納入してください。定額減税が適用されている方につきましては、7月から徴収となります。

なお、従業員の異動や税額変更等により、当初送付している納入書の金額から変更があった場合は、二重線で訂正し、正しい金額を記入してください。

【納入場所】

- 北広島市役所・同各出張所
- 北広島市指定金融機関（北洋銀行本支店）
- 北広島市収納代理金融機関（下記の6行）
 - 北海道銀行本支店
 - 北陸銀行本支店
 - 北海道信用金庫本支店
 - 道央農業協同組合本支店
 - 北央信用組合本支店
 - 北海道労働金庫本支店
- ゆうちょ銀行・郵便局（「指定通知書」（15ページ）と併せて提出してください。）

5 納期限までに納入しなかった場合

(1) 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、税額に下記の割合を乗じた額の延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

ア 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間：年7.3%（注1）

イ 上記ア経過後の期間：年14.6%（注2）

※税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、税額が2,000円未満のときは延滞金はかかりません。また、延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、延滞金総額が1,000円未満のときは延滞金はかかりません。

（注1）延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した場合）が年7.3%に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合と年7.3%の割合のいずれか低い割合となります。

（注2）延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。

(2) 滞納処分

納期限までに納入がないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納しない場合は、滞納処分（財産差押）を受けることがあります。

6 従業員の異動

(1) 退職、転勤、休職又は死亡により特別徴収ができなくなる場合

異動のあった日の翌月10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。この届出により、特別徴収義務者が納入する月割額が変更となります。給与から徴収できなくなる残りの月割額は、最終月の給与等から一括して徴収し給与の支払者がまとめて納入する（一括徴収）か、本人が納付書により直接納付する（普通徴収）か、いずれかの方法となりますが、異動の時期によって下記の取扱となります。

6月から12月まで 異動する人等	・本人の申出により一括徴収することができます。 ・一括徴収しない場合は、後日、北広島市から送付される納付書により本人が直接納付します。
1月から4月までに 異動する人等	・本人の申出にかかわらず、 必ず一括徴収※ しなければなりません。（地方税法第321条の5第2項）

※下記の場合は一括徴収できません。

○退職等に際し支払われる給与、退職手当等が残りの税額よりも少ない場合

○死亡による退職の場合（相続人が納税義務を継承します。）

(2) 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

転職、転勤等により給与の支払者が変更となる場合は、新しい特別徴収義務者へ徴収月及び月割額を連絡してください。また、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書は新、旧いずれかの特別徴収義務者から提出してください。後日、北広島市から通知書を新、旧それぞれの特別徴収義務者へ送付します。

(3) 年の途中からの特別徴収する場合

普通徴収により納付していた人が年の途中で就職し特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。後日、北広島市から通知書を送付します。

(4) 届出が遅れた場合

上記の届出が遅れた場合は、特別徴収義務者へ督促状が発付されたり、納税義務者が一度に多額の納付をしなければならない場合がありますので、速やかに提出してください。

(5) 届出方法

上記の届出は、郵送、地方税ポータルシステム（eLTAX）、FAXにより受け付けていますので、いずれかの方法により提出してください。

7 合併、解散、所在地、名称等の変更

合併や解散等又は事業所の所在地や名称に変更等があった場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

8 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者は、北広島市長へ申請書を提出し、承認を受けた場合に限り、徴収した給与所得に係る特別徴収税額の6月から11月までを12月10日までに、12月から翌年5月までを翌年6月10日までに納入することができます（年2回納入）。

申請する場合は、「市町村民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してください。

9 特別徴収税額の変更

徴収する税額に変更が生じた場合は、北広島市から通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）を送付しますので、通知書（特別徴収義務者用）に記載された変更後の税額（月割額）を徴収し、翌月10日までに納入してください。

10 その他

給与による収入と公的年金等による収入がある納税義務者の場合は、年齢により納付方法が異なります。

- (1) 65歳未満の人 給与分と公的年金等分を合わせた住民税・森林環境税が給与から特別徴収されます。
- (2) 65歳以上の人 給与分の住民税・森林環境税は給与から、公的年金等分の住民税は公的年金等から特別徴収されます。

<退職等の異動による納税の仕組み>

例) 住民税・森林環境税を特別徴収により年間 220,000 円納付している方が 10 月に退職した場合は、異動のあった日の翌月の 10 日までに給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書を提出し、下記の方法により納めていただくこととなります。

※定額減税後の年税額を 220,000 円とする。

徴収回数	徴収月	月割額	特別徴収を継続		退職時に一括徴収		退職後に普通徴収	
	06 月			在職中に給与から差し引いた税額 80,000		在職中に給与から差し引いた税額 60,000		在職中に給与から差し引いた税額 80,000
1 回目	07 月	20,000	20,000		20,000			
2 回目	08 月	20,000	20,000		20,000			
3 回目	09 月	20,000	20,000		20,000			
4 回目	10 月	20,000	20,000		160,000		20,000	
5 回目	11 月	20,000	20,000	異動先の給与から差し引く税額 140,000	↑	10 月分 (20,000 円) と 11 月分から 5 月分までの徴収予定額 (140,000 円) の合算金額を退職者へ支払う最終月の給与から徴収する。		
6 回目	12 月	20,000	20,000		第 4 期		140,000	
7 回目	01 月	20,000	20,000		随時徴収する期間		退職者が納付する税額	
8 回目	02 月	20,000	20,000					
9 回目	03 月	20,000	20,000					
10 回目	04 月	20,000	20,000					
11 回目	05 月	20,000	20,000					
年税額	220,000				220,000			

<退職所得>

1 退職所得

退職手当は他の所得と分離して課税されます。分離課税に係る所得割は市町村からの通知によらず、退職手当等の支払者がその支払いの際に税額を計算し、退職手当から徴収した税額を翌月の10日までに納めていただきます。

2 特別徴収義務者となる者

常時2人以下の家事使用人のみを雇用している者を除き、退職手当等の支払者は全て分離課税に係る所得割の特別徴収義務者となります。

3 課税されない退職手当等

- (1) 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、相続人へ支給されるもの。
- (2) 退職した人又は死亡により退職した人の遺族へ退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等。

4 支払確定日（支払を受けるべき日）

通常は、退職した日にその所得が生じたものとされます。また、会社の役員で株主総会等の決議を要するものは決議のあった日となります。ただし、支給金額の定めのないときは、その金額の定められた日に生じたものとされます。

5 退職所得に係る申告

退職手当等の支払を受ける者は、支払者を通じ、その支払を受ける日の属する年の1月1日現在に住所がある市町村長へ退職所得申告書（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙）を提出しなければならないこととされています。

※この申告書は、退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされ、支払者の手元に保管することとなっていますので、支払者は市町村長に提出する必要はありません。

6 退職所得に係る所得割額の算出方法

退職所得金額に税率（市民税6%、道民税4%）を乗じて算出します。

※税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

退職所得金額＝（その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×2分の1

※勤続年数5年以内の法人役員等の人：上記の2分の1を乗じる措置の対象外です。

※勤続年数5年以内の法人役員等に該当しない人：その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が300万円以下の部分は上記の計算式となり、300万円を超える部分は上記の2分の1を乗じる措置の対象外です。

7 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年 以下	40 万円×勤続年数 (80 万円に満たないときは 80 万円)
20 年 超	800 万円+70 万円× (勤続年数-20 年)

障害者となったことにより退職した場合は、100 万円が加算されます。

8 勤続年数の計算

退職手当等の支払を受ける者がその支払者のもとにおいて退職手当の支払の原因となった退職の日まで引き続き勤務した期間とし、その期間に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げて計算します。

9 退職所得に係る住民税の納入方法

翌月10日までに特別徴収税額(月割額)の納入と併せて、納入書の裏面(納入申告書(退職所得分))により納入してください。

※個人事業主の人が納入する場合は、納入書の裏面は記入せず納入し、北広島市公式ホームページ→暮らし・手続き→税金→個人市民税→個人住民税の概要から「退職所得の納入申告書(個人事業主用)」を記入し、本人確認書類(個人番号カード又は通知カードと運転免許証等)を添付して税務課へ直接提出してください。

10 退職所得に係る住民税算出の計算例

(勤続年数) 25 年

(退職所得等の支払金額) 13,555,500 円

(1) 退職所得控除額

$8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11,500,000 \text{ 円}$

(2) 退職所得金額

$(13,555,500 \text{ 円} - 11,500,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 分の } 1 = 1,027,750 \text{ 円} \rightarrow 1,027,000 \text{ 円}$

※平成25年1月1日以後に支払われる勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得は、「退職手当等の収入金額-退職所得控除額」が退職所得金額となります。

(3) 退職所得に係る住民税額

市民税 $1,027,000 \text{ 円} \times 6\% = 61,620 \text{ 円} \rightarrow 61,600 \text{ 円}$

道民税 $1,027,000 \text{ 円} \times 4\% = 41,080 \text{ 円} \rightarrow 41,000 \text{ 円}$

住民税額 $61,600 \text{ 円} + 41,000 \text{ 円} = 102,600 \text{ 円}$

<納入書の取扱>

例 1) 月割額と一括徴収税額の納入がある場合

(月割額) 163,000 円
(一括徴収税額) 22,000 円

市民税・道民税
北海道 北広島市 森林環境税 領収証書 (公)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
0 1 2 3 4 3		02720-3-960043		北広島市会計管理者	
令和6年7月分		指定番号		納入金額(1)	
		99999901		163,000 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		入	退職所得分	□ □ □ □ 1 8 5 0 0 0	
		金	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
納期限 令和6年8月10日		(2)		合計額	
				□ □ □ □ 1 8 5 0 0 0	
(特別徴収義務者)				領収日付印	
住所 〒061-1121 又は 北広島市中央〇丁目〇〇番地 所在地 氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社 様 又は 名称					

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

市民税・道民税
北海道 北広島市 森林環境税 納付書 (公)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
0 1 2 3 4 3		02720-3-960043		北広島市会計管理者	
令和6年7月分		指定番号		納入金額(1)	
		99999901		163,000 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		入	退職所得分	□ □ □ □ 1 8 5 0 0 0	
		金	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
納期限 令和6年8月10日		(2)		合計額	
※ 日計				□ □ □ □ 1 8 5 0 0 0	
(特別徴収義務者)				領収日付印	
住所 〒061-1121 又は 北広島市中央〇丁目〇〇番地 所在地 氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社 様 又は 名称					

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

市民税・道民税
北海道 北広島市 森林環境税 納入済通知書 (公)

市区町村コード		口座番号		加入者名	
0 1 2 3 4 3		02720-3-960043		北広島市会計管理者	
令和 0 6 0 7		指定番号		納入金額(1)	
		99999901		163,000 円	
0 1 2 3 4 3		納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		入	退職所得分	□ □ □ □ 1 8 5 0 0 0	
		金	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
納期限 令和6年8月10日		(2)		合計額	
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794)				□ □ □ □ 1 8 5 0 0 0	
(特別徴収義務者)				領収日付印	
住所 〒061-1121 又は 北広島市中央〇丁目〇〇番地 所在地 氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社 納 又は 名称					

上記のとおり通知します。(受付店→北洋銀行北広島中央支店→北広島市) (北広島市保管)

納入済通知書の納入金額欄に「¥」記号は記入しないでください。

- ※住所が北広島市にある従業員が1名の場合でも支払う月の納入書を書き直して納めてください。
- ※金額欄に「¥」は記入しないでください。

例2) 月割額と退職所得に係る分離課税の納入がある場合

(月割額) 163,000 円
 (退職所得に係る住民税額) 36,800 円

市民税・道民税
 (表) 北海道 北広島市 森林環境税 領収証書 (公)

市区町村コード			口座番号			加入者名		
012343			02720-3-960043			北広島市会計管理者		
令和6年7月分			指定番号			納入金額(1)		
			99999901			163,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納			給与分(一括徴収分を含む)		
			入			退職所得分		
			金			延滞金		
納期限			令和6年8月10日			(2) 合計額		
						円		
						199800		
(特別徴収義務者)						領収日付印		
住所 〒061-1121 又は 北広島市中央〇丁目〇〇番地 所在地								
氏名 又は 名称						〇〇〇〇株式会社 様		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

市民税・道民税
 北海道 北広島市 森林環境税 納付書 (公)

市区町村コード			口座番号			加入者名		
012343			02720-3-960043			北広島市会計管理者		
令和6年7月分			指定番号			納入金額(1)		
			99999901			163,000 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			納			給与分(一括徴収分を含む)		
			入			退職所得分		
			金			延滞金		
納期限			令和6年8月10日			(2) 合計額		
※			口			円		
日計						199800		
(特別徴収義務者)						領収日付印		
住所 〒061-1121 又は 北広島市中央〇丁目〇〇番地 所在地								
氏名 又は 名称						〇〇〇〇株式会社 様		

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

市民税・道民税
 北海道 北広島市 森林環境税 納入済通知書 (公)

市区町村コード			口座番号			加入者名		
012343			02720-3-960043			北広島市会計管理者		
令和 0607			指定番号			納入金額(1)		
			99999901			163,000 円		
012343			納			給与分(一括徴収分を含む)		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			入			退職所得分		
			金			延滞金		
			納期限			令和6年8月10日		
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794)						円		
						199800		
(特別徴収義務者)						領収日付印		
住所 〒061-1121 又は 北広島市中央〇丁目〇〇番地 所在地								
氏名 又は 名称						〇〇〇〇株式会社 納		

上記のとおり通知します。(受付店→北洋銀行北広島中央支店→北広島市) (北広島市保管)

(裏)
 市民税 道民税 納入申告書 (退職所得分)

北広島市長様			
令和6年8月10日提出			
		令和6年7月分	人員
			1人
退職手当等支払金額		十億千百万千	円
		23650000	0000
特別徴収税額	市民税		22100
	道民税		14700
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号		

※退職に伴う月割額の一括徴収をした金額は「退職所得分」の欄に記入しないでください。

様式

指 定 通 知 書

年 月 日

郵便局長 様

北海道北広島市長 上 野 正 三

貴局を地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 5 第 4 項、
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 8 条の規定により、
北海道北広島市の市民税・道民税・森林環境税(特別徴収)の取扱
郵便局に指定します。

- 1 口座番号 02720-3-960043
- 2 加入者の名称 北広島市会計管理者
- 3 取りまとめ店 小樽貯金事務センター

個人住民税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

eLTAX で利用可能な手続き

給与支払報告

給与支払報告・特別徴収に関わる給与所得者異動届出

普通徴収から特別徴収への切替申請

退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

特別徴収に係る個人住民税の納付

詳細は、地方税共同機構へお問い合わせください。

受付日：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

電話番号：0570-081459（繋がらない場合は 03-5521-0019）

【 問 合 せ 先 】

北海道北広島市財務部税務課市民税担当

〒061-1192 北海道北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

電話：011-372-3311（内線 3704・3705）

F A X：011-372-1131